

朕は汝等軍人の大元帥なるぞ

— 天皇の統帥命令の起源 —

永井 和

はじめに—佐々木克の明治天皇研究

本書の編者である佐々木克の幕末維新史研究および明治政治史研究は多岐にわたっているが、その重要な一分野に近代天皇像の形成についての研究があげられるのは異論のないところであろう。一連の研究の成果は、ほぼ一〇年おきに書かれた次の三つの論文に集約されている。

A 「天皇像の形成過程」飛鳥井雅道編『国民文化の形成』筑摩書房、一九八四年

B 「明治天皇のイメージ形成と民衆」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、一九九五年

C 「近代天皇のイメージと図像」『岩波講座 天皇と王権を考える』第六巻、二〇〇三年

私の見るところ、右の三論文において展開されている近代天皇像形成論のエッセンスは、ほぼ次の二

点にまとめられる。

一、近世の非政治的天皇〈見えない天皇〉から近代の親政する天皇〈見える天皇〉へと、明治になって新たな天皇（像）の創出がなされた（『見せる』天皇の演出）。この天皇像の形成過程は、一八六八年（慶応四）の大阪行幸に端を発し、一八八八年（明治二一）の「御真影」の作製とその翌年の大日本帝国憲法の発布とによって、一応の完結をみる。この二〇年ほどの間に、それまでの歴史的伝統とは断絶する点の多い近代固有の新たな天皇像が形づくられ、それが定着するにいたったのであった。

幕末維新期に描かれた多数の錦絵を調査をした経験をもつ佐々木は、それまでは御簾の中に座して、その姿形が錦絵中に決して描かれることのなかった天皇が、ある時期（明治一〇年頃）から顔かたちをそなえた人物画像として描かれるようになった事実に気づいた。錦絵の世界では、まさに〈見えない天皇〉が〈見える天皇〉へと劇的に変身したのだった。この錦絵の世界でおこった事件を、それと並行するかたちで現実の世界でも進行しつつあった、天皇イメージそのものの全般的な変成過程を象徴する現象にほかならぬと、とらえかえすことから佐々木の近代天皇像形成研究がはじまったのである。

二、この明治期前半に新たに創出された〈見える天皇〉／〈見せる天皇〉の具体的イメージは「軍服を着た天皇」であった。言い換えれば、近代天皇（像）の創出・形成過程とは、軍人すなわち大元帥としての天皇（像）の形成過程にほかならなかつたのである。

錦絵に描かれるようになった天皇は、衣冠束帯をまとった姿からすぐに髭をはやして軍服を着用する軍人画像に統一されてしまう。それ以外のイメージは排除された。軍服をまとった明治天皇の肖像にほかならぬ「御真影」は、天皇Ⅱ大元帥という近代天皇イメージの決定版であり、文字どおりステレオタ

イブとなったのである。

先ほどあげた佐々木論文A「天皇像の形成過程」は、錦絵に描かれた天皇像・天皇の肖像写真・服制・兵事へのかかわり（天皇の軍事訓練）・行幸先・各種憲法草案での天皇および統帥権の規定の各分野にわけて、この軍人・大元帥としての天皇像の形成過程を詳細に分析したのだが、軍人天皇像の形成過程には二つの画期がみられるとの説を提起した点で大いに注目される。

第一の画期は一八七二年（明治五）から一八七四年（明治七）頃で、閲兵や演習視察等の軍事儀礼行為にとどまらず、明治天皇が乗馬や射的の訓練、さらに小隊規模の部隊操練から旅団規模の行軍指揮まで熱心に励んだ時期である。まだ二〇歳代前半の青年であった明治天皇が一個の軍人として、とくに下級将校として基礎的な教育訓練を受けた時期といつてよいだろう。ここで注目すべきなのは、この時期にはいまだ大元帥ニ天皇の等式が完全なたちでは成立していなかったと、佐々木が指摘している点である。一八七二年に制定された大元帥・元帥服制の但書に「聖上大元帥タル時ハ卸色金色菊章帽衣ニ金線一条ヲ増加ス」とあることから、佐々木は、この時点ではまだ天皇以外の者が大元帥になることも不可能ではないと解されていたと判断し、大元帥ニ天皇の等式の未成立を主張したのであった。

大元帥としての天皇が確立するのは、それから少し遅れて、一八七八年（明治一一）から一八八二年（明治一五）の間であり、これを佐々木は第二の画期と呼んだ。ちょうど軍人訓戒から軍人勅諭までの期間にあたるが、参謀本部条例（一八七八年一二月）、西郷従道陸軍卿と大山巖参謀本部次長が連名で三条実美太政大臣宛に出した「軍事御統括ノ事ニ係ル答申書」（一八七九年四月）、陸軍職制（一八七九年一〇月）など、一連の陸軍関係の法令や文書に、「聖上躬ヲ大元帥ノ職ニ居リ玉フ」「日本帝国ノ陸海軍

ハ直ニ天皇陛下ヲ大元帥トナシ」「帝国日本ノ陸軍ハ一ニ天皇陛下ニ直隸ス」といった表現があらわれるようになってきたことから、天皇ニ大元帥の等式がこの時期に成立したと結論づけたのであった。もちろん、その頂点には、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」と宣言した軍人勅諭（一八八二年一月）が位置する。自身軍人である明治天皇が国軍の最高司令官にして最高位の武官である大元帥として実際に機能しはじめるのは、この第二の画期においてであり、天皇ニ大元帥の等式が確立され、軍人天皇のイメージが固定化して他にありえなくなるのが、まさにこの時期であったと、佐々木はそう主張する。

この佐々木説、すなわち明治天皇が実際に大元帥となったのは、この第二の画期においてであるとの説を、佐々木とは別の方法によってあらためて再確認することが本稿の課題である。すなわち、明治天皇が大元帥になったのはいったいいつのことであったのか、それを明らかにするのを本稿は目的としている。

なお、ここで別の方法というのは、こういうことである。かつて一八七一年（明治四）から一八八〇年（明治一三）までの太政官決裁文書を精査した私は、明治天皇が日常的に万機を親裁するようになるのは西南戦争後のことであり、文書学的にみて万機親裁体制が確立したといえるのは、一八七七年から一八七九年にかけての時期であったと主張する論考を發表した⁵⁰。その論考において、なぜほかならぬ一八七八年（明治一一）末という時期に参謀本部が設置され、統帥権独立制度が誕生したのか、という古くからある問題に対して、新たな解答を提示した。簡単にいえば、統帥権独立を支えていた帷握上奏制度とは、要するに、帷幄機関の輔弼をうけての天皇の軍務親裁制度にほかならず、天皇の万機親裁そのものがたかだか西南戦争以後にはじまったものにすぎないとすれば、それを前提にしてはじめて成立

する統帥権独立制度についても、その成立がそれより前の時期にさかのぼることなどそもそも原理的にありえるはずがないというのが、そこで私が提示した解答であった。

私の論考は、まさに佐々木のいう第二の画期において、天皇の万機親裁と軍務親裁（帷幄上奏）とはじまったことを太政官文書を用いて実証したものにほかならない。参謀本部長と陸軍卿の帷幄上奏を天皇が裁可すること（Ⅱ軍務親裁）は、天皇が大元帥としてその統帥大権を行使する行為にほかならないから、私が行った作業がすでにそれだけで、この時期に天皇Ⅱ大元帥なる等式が確立したとする佐々木説の正しさを裏づけるものであることは、容易に理解されであろう。佐々木が外部に現れたイメージや表象を分析の対象としたのに対して、永井は外からは見えない天皇の内部的決裁行為を材料に分析したのであった。別の方法とはそういう意味である。

本稿でもまったく同じ方法を取り、「陸軍省大日記」「参謀本部大日記」（以上防衛庁防衛研究所図書室所蔵）「参謀本部歴史草案」（広瀬順皓監修『近代未刊史料叢書6参謀本部歴史草案』ゆまに書房、二〇〇一年）及び「陸軍省日誌」（朝倉治彦編『近代史史料陸軍省日誌』東京堂出版、一九八八年）といった陸軍の資料を用いて明治天皇が行った軍務親裁行為を分析し、大元帥としての天皇の機能がまさにこの時期からはじまったことを、さらにいっそう明確にしたいと考えている。

一・最初の親裁軍令——一八七九年六月一二日

まず、大元帥の機能とは、自ら軍人である天皇がその幕僚長（この場合は参謀本部長および陸軍卿）の補佐を受けて、最高司令官として国軍を指揮・監督することであり、そのため所要の軍事命令を発したり、軍事規則を定めることであると定義しておく。ただし、ここで留意しておくべきは、大元帥は国軍最高司令官だが、国軍最高司令官は必ずしも大元帥ではないという点であろう。例えば、アメリカ合衆国では憲法により大統領が国軍最高司令官であると規定されている。しかし、合衆国大統領は文民であり、軍人ではない。同様に、自衛隊法は自衛隊の最高指揮権は内閣総理大臣に帰属すると規定しているが、日本国憲法第六六条により内閣総理大臣は文民でなければならぬ。文民である大統領や内閣総理大臣は「最上ノ武官」である大元帥ではありえない。アメリカ大統領や日本の内閣総理大臣は国軍の最高司令官（指揮監督権者）ではあっても、大元帥ではないのである。「陸海軍ノ総裁」すなわち国軍最高司令官であることに加えて「最上ノ武官」であること、つまり軍人であることが、大元帥であるためのもう一つの条件である。佐々木が明らかにしたように、すでに第一の画期である一八七二年（明治五）から一八七四年（明治七）にかけて、明治天皇は軍人としての基礎訓練を終了しており、常に軍服をまとう軍人天皇として自己形成を遂げつつあったから、あとは実際に幕僚長の補佐を受けて国軍最高司令官として命令を発するようになったのがいつのことであったのかを明らかにしさえすれば、明治天皇がいつ大元帥になったかも確定されうるわけである。

この意味での大元帥として明治天皇が最初に行った（帷幄上奏による）軍務親裁行為は、将校の補職（部下である軍人を特定の職務につけ、任務を与えること）であった。このことは私の前記論考ですでに紹介済みであるが、一八七八年（明治一）二月二六日付で、東京鎮台司令官陸軍少将野津道貫を陸軍始諸兵指揮官に任ずる人事に裁可を与えたのが、現在その内容が確定できる最初の軍務親裁行為で

ある。この事実から、この時期すなわち一八七八年末の時点で、明治天皇は大元帥として実際に軍の統帥を開始していたと結論してよいわけだが、それにとどまらず、さらに進んで、高級軍人の人事（補職）以外の分野で、大元帥たる天皇の軍務親裁がいつからはじまったのかを明らかにしておく必要がある。

その手がかりとなるのが、曾禰荒助稿「兵制ニ係ル条項」（「伊東巳代治関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵）に含まれている「陸軍々政上ニ於テ内閣ヲ経ス直ニ裁可ヲ経テ施行スルモノノ種類」と題するメモである。この表題からわかるように、帷幄上奏による天皇の軍務親裁がいつ、どのような事柄においてはじまったのかを調査したものであり、メモが作成されたのは、一八八七年（明治二〇）から八年（同二一）にかけての時期であると推測される。このメモでは「陸軍々政上ニ於テ内閣ヲ経ス直ニ裁可ヲ経テ施行スルモノ」として四つの項目があげられているが、その第一項は次のように記されている。

一、陸軍佐尉官職課命免ノ件

右ハ参謀本部長ト協議ノ上陸軍大臣本部長連署裁可ヲ請フコトトナシ明治十一年十二月廿四日ヨリ実施ス。

これが意味しているのは、一八七七年（明治一）年一月二四日から、陸軍の佐尉官に職務を命じること（職課命免ニ補職）が帷幄上奏事項となり、陸軍卿と参謀本部長の連署上奏を天皇が裁可したあと、人事の執行（発令）がなされるようになったということである。後でみるように、この一八七八年一月二四日という日付は、曾禰メモの四項目中ではもつとも時期が古い。参謀本部成立後に最初に行われた帷幄上奏は陸軍将校の人事（職課命免）に関するものであったわけである。先ほど私が「この意味での大元帥として明治天皇が最初に行った（帷幄上奏による）軍務親裁行為は、将校の補職（部下である軍人を特定の職務に就け、任務を与えること）であった」と述べたのは、私が行った太政官文書の調査から引き出した結論であったが、曾禰メモの記すところと同じ結果を示している。ただし私の論考から出てくる結果は、「一八七八年一月二六日付で、東京鎮台司令官陸軍少将野津道貫を陸軍始諸兵指揮官に任ずる人事に裁可を与えたのが、現在その内容が確定できる最初の軍務親裁行為である」となるに対して、右の曾禰メモでは「明治十一年十二月廿四日ヨリ実施ス」となっており、両者は明らかに齟齬している。日付に二日のズレが見られるからである。

この点を説明しておく、曾禰メモの「十二月廿四日」は「陸軍佐尉官職課命免」の初例であるに対して、私があげた「一月二六日」は「陸軍将官職課命免」の初例である。二日のズレはそのちがいに由来する。将官は勅任官であるため、職課命免（補職）の辞令も内閣から発令される。陸軍卿と参謀本部長が人事案件を連署上奏し、天皇が裁可したあと、将官の場合は、天皇の裁可印が捺された帷幄上奏書が陸軍省に戻されずに内閣に下付され、内閣の記録庫に保管されるのである。その結果、現在でも国立公文書館に行けば、帷幄上奏書の原本ないし写本を確認することができる。厳密に言えば、将官の職課命免は、その施行が内閣を経て行われるのであり、「内閣ヲ経ス直ニ裁可ヲ経テ施行スルモノ」には該当しない。

これに対して佐尉官は奏任官であり、その職課命免も内閣ではなく、陸軍省から発令されるので、天皇が裁可したあとの帷幄上奏書も内閣ではなくて陸軍省に戻される。残念ながら、陸軍省に下付された

帷幄上奏書は現在ではほとんど残っていない。その原本または写本を確認することができないので、曾禰メモが記録している最初の帷幄上奏人事（「明治十一年十二月廿四日」に実施された「佐尉官職課命免」の人事）が具体的に誰をどの職につけたものであるのか、その確認ができない。これに該当する可能性がもつとも高いのは、一八七八年（明治一一）一月二六日付で発令された一連の参謀本部の内部人事（陸軍少佐長嶺讓、同大島貞恭をそれぞれ参謀本部測量課長、同編纂課長に任じたもの）だと思われるが、それを裏づける確証はない。そこで、その内容が正確に把握できる最初の人事である、二日遅れの野津少将の職課命免をもって「現在その内容が確定できる最初の軍務親裁行為である」とした次第である。

なお補足しておく、陸軍の将官および佐尉官の職課命免を帷幄上奏によって天皇が裁可することは、参謀本部条例に規定されていたわけではない。参謀本部条例そのものにはそれを明示的に許す条項は存在しなかったのである。この時点で、帷幄上奏人事に法的根拠を求めるとすれば、参謀本部条例とともに定められた内規（「本省ト本部ト権限ノ大略」）以外にはない。

順序は相前後するが、第二項は後まわしにして、先に曾禰メモの第三項と第四項をとりあげたい。第三項は以下のとおりである。

一、団隊ノ編制及操法上等ニ係ル諸規則

（検閲式毎年定之近衛守衛隊規則衛戍規則戦時編制概則野外演習軌典同概則補充隊規則後備軍編隊規則旅団条例陸軍々楽隊条例陸軍札式等）

右ハ陸軍建制編制上ニ係ルノ件ニ付参謀本部長ト協議ノ上大臣本部長連署裁可ヲ請フコトトナシ明

治十二年四月廿八日より実施ス

第三項の意味するところは、（ ）内に記載されている検閲式以下の陸軍諸部隊の編制や操法に関する軍事諸規則が、一八七九年（明治一二）四月二八日以降は帷幄上奏によって制定されるようになったということである。言い換えれば、大元帥としての天皇の権能は、それが發揮されはじめたそもそも最初の時点から、すでに軍の編制にまで及んでいたことをこれは意味する。ただし、その最初の実例とされている「明治十二年四月廿八日」に定められた規則が具体的に何を指しているのかは不明である。（ ）内に列挙されている規則類で、もつとも古いのは「検閲式概略」であるが、これは明治一二年すなわち一八七九年一〇月四日制定であり、四月二八日ではない。「法令全書」を見ても、「陸軍省日誌」を探してみても、この年の四月二八日前後に制定された陸軍の編制関係の規則は見つからない。曾禰メモにいう「明治十二年四月廿八日より実施」の規則が何であるのか、現在のところ謎である。帷幄上奏によって制定された軍事規則で、現在確認できるもつとも古いのは「幕僚参謀条例」であるが、これは曾禰メモには列挙されていないし、またその制定日付も五月一五日であって、四月二八日ではない。

ところで、参謀本部長と陸軍卿の帷幄上奏を受けて天皇が陸軍の部隊の編制に関わる軍事規則の制定を行うと規定した条項は、これまた参謀本部条例には含まれていない。また前記「本省ト本部ト権限ノ大略」にもじつはそれを認める明条はない。たしかに、「軍隊ノ編制節度等ニ就キ本部長其利害ニ於テ改革セント欲スル時ハ亦創議之権ヲ有ス」と編制に関する参謀本部長の創議権（イニシヤチーフ）が「大略」中に明記されているが、しかしそれはあくまでも「其特権ハ唯創議ニ止マルナリ」とされていた。軍隊の編制規則につき「参謀本部長ト協議ノ上大臣本部長連署裁可ヲ請フ」べしとは記されていない。

曾禰メモにいう一八七九年（明治一二）四月二八日の時点では、陸軍卿は「陸軍所管ノ（中略）一切ノ事務ヲ総判スル」権限をもっており（一八七五年一月制定「陸軍省職制及章程」第五条）、「陸軍所管ノ職制条例ヲ定メ或ハ改正スル事」は、「陸軍卿委任ノ権ヲ以テ之ヲ決判施行スルヲ許ス」とされていた³³。この規定どおりであれば、陸軍卿は編制や操法に関わる部内規則を、天皇の裁可を請わずに、自己の権限で制定できたはずである。

しかし、一八七九年（明治一二）一〇月に新たに制定された「陸軍職制」と「陸軍省職制事務章程」は、右の陸軍卿の権限を縮小し、陸軍卿を「陸軍兵馬ニ関スル一切ノ事項」を「総判スル」存在（一八七五年の「陸軍省職制」第一条）から、「陸軍所管ノ軍人軍属ヲ統理シ進退黜陟会計給与一切ノ事務」を「総判スル」にすぎない存在へと変えてしまった（一八七九年の「陸軍職制」第三条³⁴）が、しかしそれでもまだ、「省内諸局課及ヒ附属官廨ノ条例制規ヲ定メ或ハ之ヲ改正スル事」は陸軍卿の「意見ヲ以テ専行スル事ヲ得」とされていた（一八七九年の「陸軍省職制事務章程」第二章下款第二条）。「諸局諸官廨ノ条例制規ヲ定ムル事」が天皇の裁可を要する事項となる（卿其ノ意見ヲ申奏シ裁可ヲ経テ然ル後施行ス）のは、一八八〇年二月二日制定の「改定陸軍省職制事務章程」においてである³⁵。しかも、この「申奏」が帷幄上奏でなければならぬとは、じつはどこにも明記されていない。にもかかわらず、曾禰メモによれば、一八七九年四月二八日から軍隊の編制に関わる規則が帷幄上奏により制定されるようになったのである。

次に第四項に移るが、こちらは最初の実施例が明治一七年すなわち一八八四年一月となっていて、すでに佐々木のいう第二の画期を超えているので、ここでは紹介だけにとどめておく。なお、左の「団隊

ニ係ル編制表」とは文字通り「表」であって、各団隊の定員配置表のことである。

一、団隊ニ係ル編制表

（七軍管疆域表同兵備表近衛鎮台歩騎砲工輜重兵隊編制表函館砲隊編制表近衛鎮台營所職官表対馬警備隊編制表平戦両時歩兵聯隊工兵大隊歩工兵補充大中隊編制表等）

右ハ陸軍建制編制上ニ係ルノ件ニ付参謀本部長ト協議ノ上大臣本部長連署裁可ヲ請フコトトナシ明治十七年一月ヨリ実施ス

この曾禰メモでは一八八四年（明治一七）一月に制定された「七軍管疆域表」が「参謀本部長ト協議ノ上大臣本部長連署裁可ヲ請フ」という手続き成立した、すなわち帷幄上奏によって制定された、最初の編制表となっているが、これは間違いだと思われる。なぜなら、「七軍管疆域表」はたしかに一八八四年一月に制定されているが³⁶、これは太政官の達であり、帷幄上奏ではなくて、内閣からの上奏によって制定されたものだからである。帷幄上奏によって制定されたと思われる編制表の最初は「七軍管疆域表」ではなくて、「七軍管兵備表」の方だが、その制定日付は一八八四年一月ではなくて、五月であった。このように、曾禰メモの日付は必ずしも信頼できるものでないことに留意しておくべきであろう。

最後に、残しておいた第二項に戻ることにしたいが、これを最後にまわしたのは、この項目こそが本節の主たるターゲットだからである。第二項の文面は以下のとおり。

一、行軍演習及軍隊ノ発差等軍令ニ係ルノ件

右ハ参謀本部条例第五条ニ依リ明治十二年六月十二日ヨリ実施ス

ここで言及されている参謀本部条例（一八七八年二月一四日制定）の第五条とは、

凡ソ軍中ノ機務戰略上ノ動靜進軍駐軍転軍ノ令行軍路程ノ規運輸ノ方法軍隊ノ発差等軍令ニ関スル者ハ専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ参画シ親裁ノ後直ニ之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム

であるが、これからわかるように、平時において軍隊に行動を命じる軍令の発出手続きを定めたのが第五条にはかならなかつた。その意味で、戦時の軍令発出の手続きを規定した第六条とならんで、大元帥の軍隊統率の中核をなす条項といつてよい。右に紹介した曾禰メモの第二項は、一八七九年（明治一二）六月一二日にこの手続きにしたがつて最初の軍令（大元帥の統帥命令）が発出されたと主張しているわけである。ただし、曾禰メモはこの時出された軍令の内容がいかなるものであつたかまでは伝えていない。メモのほかの項目と同様、大元帥として明治天皇が何を命じたのかは、曾禰メモからはわからない。この最初に発出された大元帥の軍令の中味を具体的に明らかにするのが、本節の課題である。

「陸軍省日誌」からこれに該当すると思しき事例を探してみると、一八七九年（明治一二）第一八号の六月一二日欄に「西部監軍部へ達書三通」として次の三つの命令が掲げられているのが見つかる。

熊本鎮台歩兵第十四聯隊ノ内一中隊沖繩県へ分遣シ従前同所ノ分遣隊ハ交代帰營可為致旨御沙汰候事

鹿兒島分遣熊本鎮台歩兵第十四聯隊ノ内一大隊同所引揚帰營可為致旨御沙汰候事

熊本鎮台歩兵第十四聯隊ノ内一大隊福岡へ分屯可為致旨御沙汰候事

これらは、陸軍卿から西部監軍部長に対して出された「達書」である。最初のものは、熊本鎮台所属の歩兵第一四聯隊の一中隊を沖繩に派遣し、現在沖繩に駐屯している分遣隊と交代させるよう命じたもので、二番目は、鹿兒島に派遣されている歩兵第一四聯隊の一大隊を熊本に帰營させることを、さらに

三番目は同聯隊の一大隊を福岡に駐屯させるよう命じたものである（もともと歩兵第一四聯隊の本営は小倉にあるが、西南戦争後鹿兒島の治安維持のために一部が鹿兒島に駐屯していた）。その内容からわかるように、いずれも参謀本部条例第五条にいう「軍隊ノ発差」の軍令にほかならない。

参謀本部条例第五条の下段（「之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム」）にあるように、この「達書」の発出者（正確には奉行者というべきだが）が陸軍卿であり、また宛先が西部監軍部長であつたことは、陸軍省の内部文書に収録されている右の軍令の案文（「達按」）からたしかに裏づけがとれるが、しかし、これだけでは、参謀本部条例第五条の規定どおりに参謀本部長が参画し、明治天皇が親裁したかどうかまで確定できるわけではない。曾禰メモに「内閣ヲ経ス直ニ裁可ヲ経テ施行」されたところから、まずまちがいないとはいえそうだが、まだ断定はできない。しかし、天皇の裁可があつたことを示す記述が「参謀本部歴史草案」に見いだされるのである。同書の一八七九年（明治一二）六月一二日の項に、

左ノ通沖繩県分遣兵交代並ニ鹿兒島屯在兵引揚ノ件ヲ裁可セラル

嘗而琉球藩之頃分遣屯在並ニ先般処分ニ付増員トシテ分遣之兵隊共此節悉皆引払更ニ 一中隊ヲ

熊本鎮台ヨリ派遣シ前分屯兵ト交代之事

鹿兒島屯在之兵モ引払之事

とあるのがそれである。「嘗而」からはじまる部分が、参謀本部が明治天皇に帷幄上奏した案件の内容であつたと推測されるが、これを天皇が裁可したあと陸軍卿に下付され、そこで「陸軍省日誌」に掲載された「達書」に変えられて、西部監軍部長に下達されたのである。陸軍卿が直接熊本鎮台司令官宛に軍令を下達しないで、西部監軍部長を経由したのは、参謀本部条例とほぼ同時に制定された監軍本部条

例の第六条に「凡ソ軍令ノ出納ニ関スル事進軍駐軍転軍行軍ノ令軍隊ノ発差ノ令並平時例外調操ノ事皆該部ヲ經由シテ令下ス」と規定されていることによる。なお、右引用に「嘗而琉球藩之頃分遣屯在」とあるのは、一八七五年（明治八）に琉球藩保護のため派遣された熊本鎮台の分遣兵のことである。

「参謀本部歴史草案」の記述では、帷幄上奏によるとはつきり書かれているわけではないが、曾禰メモの記述とあわせて考えれば、そう結論して誤りではないだろう。よって上記のことから、この西部監軍部長に出された三つの軍令がいずれも参謀本部長の参画↓大元帥の裁可↓陸軍卿の伝宣というプロセスを経て発出されたとみて、まず間違いはない。参謀本部条例第五条にのっとり明治天皇が最初に裁可した大元帥の軍令は、沖縄駐屯兵の交代命令だったのである。

ところで、六月一二日の軍令において言及されている「従前同所ノ分遣隊」あるいは「先般処分ニ付増員トシテ分遣之兵隊」とは、一八七九年（明治一二）の琉球処分の際に、処分官である内務大書記官松田道之に同行するべく、鹿児島から琉球に派遣された熊本鎮台歩兵第二三聯隊の半大隊（約三〇〇名）を中心とする部隊を指している。前記の軍令は、この半大隊に帰還を命じるとともに、代わりに別の一中隊を派遣することを西部監軍部に求めたものであるが、半大隊が琉球に向けて鹿児島を出發したのは同年三月二日のことであった。ところが、興味深いことに、この琉球処分時の派遣命令は帷幄上奏によるものではなかったのである。「参謀本部歴史草案」と他の陸軍部内文書にこれに関連する史料が見いだされるので、あわせて紹介しておきたい。

「参謀本部歴史草案」の一八七九年二月一八日の項に、西郷陸軍卿代理の陸軍少将小沢武雄（第一局長）が宮中に召され、以下のような勅命を受けたとの記述がある。

琉球藩分遣隊為増員鹿児島分遣兵ノ内半大隊同藩へ出張之事

同時に太政大臣三条実美より陸軍省に対して以下のような令達が下された。

琉球藩分遣隊増員被 仰付候間運搬其外之儀内務省へ打合可取計此旨相達候事

この時小沢に与えられた三条の令達（三条太政大臣名の陸軍省宛の「達」で明治一二年二月一八日付）の写本が別の陸軍省文書中に残されている。それには、同日付の岩倉右大臣の陸軍卿代理宛の内諭書が添付されており、岩倉は「至急ヲ要シ候故ニ即今漏洩致候テハ彼是差支之儀不少ニ付専秘密ヲ以テ貴官迄御達申入候」と、派兵勅命が密命であるとの説明をしている。そのためか、この熊本鎮台兵に琉球出張を命ずる二月の軍令は「陸軍省日誌」には掲載されていない。

上記の諸史料から判断して、この一八七九年二月一八日付の琉球への出兵命令は、参謀本部創設後であるにもかかわらず、帷幄上奏によって出されたのではないと結論できる。なぜなら、参謀本部条例第五条によれば、「軍ノ発差」は参謀本部長が参画し、天皇の裁可のあと本部長からただちに陸軍卿に移すべきものだからである。出兵を命ずる勅命や三条太政大臣の令達を岩倉右大臣が陸軍卿（代理）に伝えたのでは、「内閣ヲ経ス直ニ裁可ヲ経テ施行」されたとはいえず、参謀本部条例の規定どおりに行われたとはいえない。

なお、「参謀本部歴史草案」では勅命を受けたとあるが、小沢陸軍卿代理は天皇から直々に命じられたのではなくて、岩倉右大臣から勅命を授けられたのだと思われる。というのは『明治天皇紀』によれば、明治天皇は二月一三日から一八日まで感冒で臥せており、公務を再開するのは二一日をまたねばならなかったからである。さらに補足しておく、山県参謀本部長も病氣療養中であり、さらに二

月四日からは西郷陸軍卿も湯治に出かけて不在であった。その間三月三日まで、省務代理を小沢第一局長に命じていたのである。⁵³⁰つまり、琉球派兵の決定時に、参謀本部長と陸軍卿は不在だったわけである。

もつとも参謀本部が琉球処分の派兵決定にまったく無関係であったわけではない。病気の山県に代わって参謀本部長大山巖が琉球問題を議する閣議に列席していたと思われる。「参謀本部歴史草案」には、大山が一八七八年（明治一一）二月二五日と翌年二月一三日の二度にわたり、参謀本部長または次長の閣議列席を求める上申を岩倉右大臣に行ったとの記述がある。⁵³¹また、『元帥公爵大山巖』は琉球処分の派兵決定の際に、病氣療養中の山県本部長に代わり、大山次長が閣議に列席していたと記している。⁵³²山県は前年二月二四日付で参謀本部長に任命されたが、先ほども述べたように、就任後しばらくの間、病氣のため執務できない状態にあつたらしい。山県は参議兼任だったから、その閣議出席はあらためて求めるまでもない当然のことである。その点を考慮すれば、大山の岩倉への献言は、山県が病氣で閣議に出席できないので、かわりに次長である自分の出席を求めたものと理解すべきであろう。

大山の最初の献言が行われた一八七八年（明治一一）二月二五日は、琉球藩王と同藩庁に対して最後通告を与えるために、太政官が松田道之に琉球渡航を命じた日の前々日にあたる。⁵³³また二度目の献言がなされた一八七九年（明治一二）二月一三日は、その使命をはたした松田が東京に戻った日であり、翌一四日に松田は内閣に復命している。⁵³⁴琉球処分と派兵を決定した閣議はおそらくその翌日の一五日に開催されと推測されるが、それに大山が出席した可能性はきわめて高い。

というのは、二月一八日の派兵勅命以前に、鹿児島駐屯の半大隊を松田道之に随行させることが内決していたからである。それを示すのが勅命の下る三日前の二月一五日付で、熊本鎮台司令官陸軍少将曾我祐準宛に出された出兵準備命令の電報の写しである。この電報案文は監軍本部の野紙に記されているので、西部監軍部長三浦梧楼から出されたものと思われるが、その文面は「琉球藩者朝命ヲ奉セサルニ付此度鹿児島分遣隊ノ中右半大隊々長引率出張仰付ラル、御内決ニ付至急右準備アルヘシ 委細ハ明日郵便ニ而申入ル⁵³⁵」であつた。さらに二月一七日には陸軍卿代理小沢第一局長から「鹿児島屯在ノ半大隊出張内決ノ儀三浦中将ヨリ内達アリタルニ付テハ左ノケ条ヲ目途ニ準備スヘシ⁵³⁶」と、派兵準備要領が曾我熊本鎮台司令官宛に指示されている。勅命が出される以前に、陸軍では派兵準備を進めていたことがこれで明らかであるが、これは大山が出席した閣議決定を受けての一連の措置であつたと思われる。

上記のことから、一八七九年二月一八日に出された琉球処分のための派兵命令は、参謀本部長も列席した内閣閣議で派兵が決定されたあと、太政大臣または右大臣から天皇に上奏されてその裁可を受け、そのあと右大臣から陸軍卿（代理）に伝達されたと推測される。勅命を受けた陸軍卿（代理）はより具体的な命令を作成して西部監軍部長に伝達し、西部監軍部長が熊本鎮台司令官に下命したのであつた。⁵³⁷

出兵命令は天皇の承認を受けて勅命として出されたが、帷幄上奏ではなくて（言い換えれば、参謀本部長の参画なしに）、内閣からの上奏に対して裁可が下され、右大臣から陸軍卿に伝達されたのだから、このような手続きで出された派兵命令は勅命ではあつても、参謀本部条例の規定に基づく大元帥の軍令とはいえない。参謀本部条例の規定に忠実に「内閣ヲ経ス直ニ裁可ヲ経テ施行」された最初の大元帥の軍令は、同年六月に出された沖繩分遣隊の交代命令（派兵半大隊の帰還と一中隊派遣命令）の方であつて、二月の琉球派兵命令はそれには該当しないのである。⁵³⁸

ここで誰しも抱かざるをえないのは、すでに参謀本部条例が作られているにもかかわらず、一八七九年（明治一二）二月の琉球派兵命令が、なぜ内閣上奏の勅命として発出され、参謀本部条例の定める手順にしたがって発出されなかったのか、参謀本部条例にしたがう軍令がはじめて出されたのが、それよりもさらに四ヶ月たった六月で、すでに琉球処分に決着がついたあとであったのはなぜなのか、との疑問であろう。それに対して回答を与えるとすれば、以下のようなになる。

まず、たしかに参謀本部条例は作られていたが、しかし個々の問題について実際にどのような手続きを踏めばよいかまでは、必ずしもその時点ではつきりと定まっていなかったことが原因のひとつと考えられよう。制度が出来たばかりで、いわば手探りの状態だったのであり、琉球処分のような重要事態に対していかなる手続きがとられるべきか、前例がなかっただけに、よくわからなかったのだと思われる。

第二に、より重要な要因としては、琉球処分は国家的重大事であり、高度な政策決定事項にほかならないから、処分のための派兵決定そのものは内閣が行うのが当然だという事理を指摘しておかねばならないだろう。いかに統帥権独立といっても、内閣の意思に無関係に、大元帥とその幕僚たちだけで最高国策を左右できるものではない。統帥権独立制度の下でも、まず内閣が国外派兵を必要とする政策決定を行い、それを天皇が承認し、その国策のもとに、軍隊に対する大元帥の行動命令（軍令）が発令されるのが通常のプロセスであった。のちの時代の例からすれば、国外派兵の政策決定の内閣上奏が行われ、そのあと軍令発出のために帷幄上奏が統帥府からなされるのが通例であったし、またそうあるべきである。

しかしながら、参謀本部が誕生したばかりのこの時点では、派兵決定の内閣決議のあと、それを踏まえて、部隊派遣を命ずる軍令案を参謀本部長が帷幄上奏するのが正しい手続きであるとの認識が、おそらくまだ定着していなかったのだと思われる。そのため、派兵決定に対する内閣上奏への裁可が、同時に出兵命令への裁可でもあるとして、帷幄上奏なしで事が処理されたのではないだろうか。台湾出兵や佐賀の乱、西南戦争いずれの場合も出兵にあたっては、これとほぼ同様の手続きがとられており、琉球処分の場合もそれまでの前例にならったのだと推測される。それまでの前例に慣れておれば、派兵決定を含む内閣上奏の裁可のあとに、また同じような内容の帷幄上奏を行って天皇に裁可を求めるのは、無駄な形式主義にみえても、不思議はないからである。

とはいえ、このような手続きで出された勅命は、国家元首にして国軍最高司令官である天皇の命令ではあっても、幕僚長の補佐を受けないものであるために、いまだ大元帥の軍令とはいえない。両者ははつきりちがうものとして区別すべきであろう。

いっぽう、それに対して六月に出された派遣隊の交代命令についていえば、琉球処分が一応成功裡におわったあとの軍隊の移動交代であり、既定の国策の枠内での行動であるため、あらためて内閣の決定をおおぐ必要はなかったのだと解釈できる。純軍事的な問題として、参謀本部条例の規定にのっとり、大元帥とその幕僚長との間で処理できる範囲のことだからと見なされたのであろう。もちろん、内閣の上奏によらずに発出されたのであるから、こちらは純粋な大元帥の軍令である。

それにしても、参謀本部設置後、帷幄上奏によって発出された最初の大元帥の軍令（のちの奉勅命令にあたる）が、琉球処分のため沖縄に派遣された部隊の交代命令であったことは、興味ぶかい事実といわねばなるまい。

二行軍演習計画の親裁——一八七九年一月

前節で引用したので確認していただきたいが、一八七九年（明治一二）六月一二日付で出された沖縄派遣隊の交代を命ずる軍令は、その結文が「御沙汰候事」で終わっている。ところが、その前日に陸軍省から陸軍部内全般に出された、東京招魂社を靖国神社と改称する「達書」では、左にあるように、文末が「相達候事」で終わっていた。つまり、陸軍省から出される「達書」の結文には「御沙汰候事」と「相達候事」の二種類があったのである。

○六月十一日

○達書

東京招魂社ノ儀今般靖国神社ト改称別格官幣社ニ被列候条此旨相達候事[※]

右に紹介したのは「軍ノ発差」を命ずる軍令ではないが、「軍ノ発差」を命ずる軍令にも結文が「相達候事」なるものが存在する。いや、先ほどの沖縄派遣交代以前の軍令はすべて「相達候事」で終わっていて、「御沙汰候事」なる結句がそもそも使用されてはいない。例として、西南戦争時に東京鎮台と仙台鎮台に対して出された出兵を命じる軍令をあげておく。

○明治十年二月廿四日

○東京鎮台へ達書

其台歩兵第二聯隊第三大隊同第三聯隊第三大隊神戸表迄出張可為致旨相達候事[※]

○明治十年三月廿四日

○仙台鎮台へ達書三通

(略)

歩兵第四聯隊第二大隊第三第四中隊

神戸表へ出張可為致此旨相達候事

但神戸着ノ上ハ参謀部ノ指揮ヲ可受事[※]（以下略）

この二種類の結文様式（「御沙汰候事」と「相達候事」）のちがいはいったい何に由来するのであろうか。もちろん、今まで述べたことからわかるように、同じ軍令でも陸軍卿がその職権によって発出する場合には「相達候事」が使用され、天皇の裁可を受けた場合には「御沙汰候事」になるとの答えがただちに思い浮かぶであろう。

この点に留意して、「陸軍省日誌」に掲載されている各鎮台宛の「達書」を調べてみると、一八七九年（明治一二）一〇月三一日付で名古屋鎮台へ出された「達書」の前と後では、六月の沖縄派遣兵の交代命令を唯一の例外として、陸軍省の出す指令文の様式に大きな差異のあることに気がつく。

「陸軍省日誌」（明治一二年第三二号）に掲載されている右の名古屋鎮台の「伺書」は長文であるため、全文を紹介することは控えておくが、同鎮台に属する歩兵第六聯隊を一月初めから三週間、岐阜県各務ヶ原で野営演習に従事させる計画に陸軍省の許可を求めたものである。別紙として演習計画を詳細に記した「野営演習科目概略」が添付されている。それに対する陸軍省の「指令」が「伺之通御沙汰

候事」すなわち「御沙汰候事」型であった。¹⁰⁾ 以下に引用するのは、比較的短文の東京鎮台からの「伺書」に対する同年一月一日付の「御沙汰候事」型の「指令」である（「陸軍省日誌」明治一二年第三四号）。

(A)

○東京鎮台伺

当台下佐倉屯在歩兵第二聯隊ノ内第一第三兩大隊ヲシテ来月上旬ヨリ各大隊交換ヲ以テ別紙里程表之通相州箱根迄長途行軍演習為致度其目的ハ健歩ヲ旨トシ時間ヲ量リ初日佐倉ヲ發シ東京ニ至リ翌日直ニ箱根ヲ指シ沿道山頂險阻ヲ跋涉シ大哨兵勤務ヲ施行致シ其疲労ニ堪ヘ事ニ当リテ欠乏ヲ忍ハシメ且経歴スル所ノ地理風土ノ大概ヲ実檢為致度其費用ノ如キハ簡辦省略ヲ重トシ別紙予算ノ金額本台野營費ノ内ヲ以テ仕払候間前頭御許可相成度此段相伺候也十月三十一日○別紙里程表予算書共略之
(下略)

指令

伺之通御沙汰候事¹¹⁾

同じ一月一日付で、これと同趣旨の行軍演習の指令が、広島鎮台および熊本鎮台からの伺に対しても出されているが、いずれも「伺之通御沙汰候事」であった。ところが、同じ行軍演習に関する鎮台からの「伺書」への指令であっても、例えば同年一月一日付で出された東京鎮台のそれに対するものは、以下に示すように、たんに「伺之通」とあるだけにすぎない。

(B)

○東京鎮台伺

当歩兵第一聯隊ノ内二大隊ヲシテ来ル十四日頃ヨリ交換長途行軍演習為致度其方向ハ甲斐国甲府ヲ標点トナシ往復各道ヲ異ニシ広ク山野ヲ跋涉セシムル見込ニシテ別紙予定宿泊割之通ニ候其演習ノ目的ハ第一務テ長途ヲ行進シ艱苦ニ耐欠乏ニ忍ヒ当師管内地理風土ノ大概ヲ察知セシメ第二沿道適宜ノ地ニ於テ俄然対敵ノ警備ヲ取り攻守位地占領ノ巧拙ニ因リ利害得失ヲ証明シ第三ニ舍營發着ノ諸動作ニ慣レ給養調達ノ方法ニ熟セシメ第四予テ伺済廢被服地ヲ以テ兵卒各自制作セシ草鞋ヲ實用ニ経験セシムルニ在リ其費ノ如キハ簡單省略ヲ旨トシ別紙予算ノ金額ハ本台野營費ノ内ヲ以テ仕払候間前条御許可相成候様致度此段相伺候也十月九日○別紙予定宿泊割予算書略之

(下略)

指令

伺之通¹²⁾

この指令の書式「伺之通」は、参謀本部が設置される以前の、たとえば一八七八年（明治一一）一月二二日付の行軍演習に関する東京鎮台伺への指令でもまったく同じである。¹³⁾ 「陸軍省日誌」を調べればよくわかるが、一八七九年（明治一二）一〇月末より前の各鎮台からの行軍演習伺に対する陸軍省の指令は「伺之通」が常例だったのであり、先ほどあげた一八七九年一月三日付の名古屋鎮台に対する指令から「伺之通御沙汰候事」に変化し、その後はこの様式が定着して通例と化した。¹⁴⁾ 曾禰メモの第二項が「行軍演習及軍隊ノ発差等軍令ニ係ルノ件」と題されていることからわかるように、行軍演習伺に対する指令は、「軍隊ノ発差」の軍令と同様、軍令の一種にはかならない。その軍令の文面が、

この時点を境にして、「伺之通」から「伺之通御沙汰候事」に変化したのであった。この様式変化はいったい何を意味するのか。

沖繩派遣兵の交代命令の結文について述べた点に留意すると、「伺之通」は、「相達候事」と同様に、陸軍卿の権限で出された軍令であり、「伺之通御沙汰候事」は天皇の裁可を経て出される大元帥の軍令であるとの推測が成り立つが、実際それにまちがないことが参謀本部文書によって実証できる。防衛庁防衛研究所所蔵の「参謀本部大日記」（「明治十二年自一月至十二月 大日記 回議意見」）には、各鎮台から出された行軍演習伺について参謀本部と陸軍省の間でやりとりされた往復文書が含まれている。それを使って、前記（A）と（B）の二つの東京鎮台宛の指令がどのような手続きを踏んで発出されたのかを追ってみたい。

まず、日付の古い方の（B）（一〇月一五日付東京鎮台宛指令）を先にとりあげるが、その発出手続きは、次の①から⑤の文書によって示される^{とある}。

①歩兵第一聯隊長途行軍之義ニ付伺

当歩兵第一聯隊之内二大隊ヲシテ来ル十四日頃ヨリ交換長途行軍演習致度（中略）（ここには前掲Bの本文が入る）

前条御許可相成候様致度此段相伺候也

東京鎮台司令官

明治十二年十月四日

陸軍少将野津道貫

陸軍卿西郷従道殿

②肆第四千三百七十四号〔朱書〕

東監第四号〔朱書〕

別紙東京鎮台歩兵第一聯隊之内二大隊長途行軍之件当部ニ於テ伺出之通相成可然存候間此段申進候也

東部監軍部長

明治十二年十月十日

陸軍中将 谷干城

陸軍卿西郷従道殿

③肆第四千三百七十四号意見 御指令案〔朱書〕

伺之通

同号之件東部監軍本部へ回答之案〔朱書〕

別紙東京鎮台歩兵第一聯隊之内二大隊長途行軍之件来請之通及指令候条御下付可有之候也
十二年十月十四日

第一局長

第二局長代理

第五局長

④別紙東京鎮台伺之趣御部之御意見致承知度此段申入候也

十月十四日

陸軍歩兵大佐浅井道博

陸軍歩兵中佐 高藤正言殿

追而何分之儀至急御回答有之度此段申添候也

⑤十月十四日 第二百二十六号〔欄外朱書〕

肆第四千三百七十四号意見

別紙東京鎮台伺歩兵第一聯隊長途行軍之義ハ伺之通ニテ可然トノ本部長意見ニ有之候此段及御答候也

参謀本部副官

十月十四日

陸軍歩兵中佐高藤正言

陸軍歩兵大佐 浅井道博殿

念のため、右の文書類から陸軍省の指令（「伺之通」）が出されるまでの経緯を確認すれば以下のようになる。まず東京鎮台司令官野津少将が行軍演習実施の伺（①）を西郷陸軍卿宛に出したが、それは東部監軍部長谷中将を通じて提出され、谷は賛成意見を付してその伺を陸軍卿に申進した（②）。引用では途中省略したが、①の野津少将の伺の本体部分は、（B）に引用した東京鎮台の伺そのものである。その伺を受け取った陸軍省はまず部内で検討して問題ないとし、「伺之通」という指令案及び東部監軍

部長宛の陸軍卿の回答案を作成した（③）、なお第二局は歩騎両兵に関わる問題を扱い、第五局は会計・経理を掌管する部局である。次いで野津少将の伺と谷中将の申進書を参謀本部に移牒し、その意見を求めた（④）。参謀本部から異存なき旨の回答（⑤）があり、それを確認したあと東京鎮台司令官への指令と東部監軍部長への回答を陸軍卿が発出したのであった。この意思決定と伝達のプロセスを図式化すれば次のようになるであろう。

東京鎮台司令官↓東部監軍部長↓陸軍卿↓参謀本部長↓陸軍卿↓東部監軍部長↓東京鎮台司令官

これからわかるように、東京鎮台への指令（「伺之通」）は、参謀本部長の同意のもとに発令された陸軍卿の軍令であり、天皇はその発令につき、いかなる関与もしていない。

いっぽう、これに対して（A）の十一月一日付指令が発出されるまでの意思決定と伝達のプロセスは以下のとおりであった。

①肆第四八二三号〔朱書〕

歩兵第二聯隊長途行軍為致度義ニ付伺

当台下ノ佐倉屯在歩兵第二聯隊ノ内第一第三兩大隊ヲシテ来月上旬ヨリ各大隊交換ヲ以別紙里程表之通相州箱根マテ長途行軍演習為致度（中略〔省略部分には前記Aが入る〕）前頭御許可相成候様致度此段相伺候也

東京鎮台司令官

十月三十一日

陸軍少将野津道貫

陸軍卿西郷従道殿（略）

②別紙東京鎮台歩兵第二聯隊之内第一第三兩大隊長途行軍之件当部ニ於テ伺出之通相成可然存候間此段申進候也

明治十二年十一月一日

東部監軍部

陸軍卿西郷従道殿

③参第四十三号〔朱書〕

別紙肆第四八二三号東京鎮台伺出之趣御意見致承知度候也

十一月五日

陸軍卿西郷従道

参謀本部長山縣有朋殿

④十一月十日第百三十五号〔欄外朱書〕

別紙肆第四八二三号東京鎮台伺出之趣〆伺出之通ニテ可然存候也

十一月十日

参謀本部長山縣有朋

陸軍卿西郷従道殿

⑤別紙肆第四八二三号東京鎮台伺出之趣御意見通りニ而差支無之候也

十一月十三日

陸軍卿西郷従道

参謀本部長山縣有朋殿

⑥肆第四八二三号東京鎮台伺出之趣別紙之通裁可相成候ニ付及御返送度候間御施行相成度候也

十一月十四日

参謀本部長山縣有朋

陸軍卿西郷従道殿

(A) のケースでは、東京鎮台司令官が行軍演習の計画を東部監軍部長を経由して陸軍卿に提出し(①)、東部監軍部長が賛成の意見を添付して陸軍卿に申進し(②)、さらに陸軍卿が参謀本部長の意見を求め(③)、参謀本部長がそれに同意した(④)ところまでは(B)とまったく同じだが、そこから先がちがっている。時間的に④の次に来るのは、⑤であるが、両者の間には参謀本部長から陸軍卿に出された照会文書が存在していたはずである。なぜかわからない理由により文書が欠落しているその照会を受けて、参謀本部長の意見通り実行して差し支えない旨の回答を陸軍卿がしたのが⑤である。次の⑥は、参謀本部長が東京鎮台の伺に対して天皇の裁可が下りた(「別紙之通裁可相成候」)ことを陸軍卿に通知するとともに、軍令の施行を依頼した通牒である。

文面から判断すると、⑤の文書にある「御意見通りニ而差支無之」の「御意見」とは、おそらく、④の後、

従前通りに陸軍卿からただちに東部監軍部および東京鎮台司令官に軍令を下令するのではなく、その前に東京鎮台の行軍演習計画とそれに対する陸軍省の指令案及び参謀本部の見解を天皇に帷幄上奏し、その承認・裁可を受けてから東部監軍部長および東京鎮台司令官に指令を下すことにしたいが、それで異存はないかというものだったと思われる。

このように、鎮台から出された行軍演習計画が天皇に上奏され、その裁可を受けたあと指令が出された点で、(A)は(B)のケースと大きく違っている。この流れをまとめると、左のようになるだろう。

東京鎮台司令官↓東部監軍部長↓陸軍卿↓参謀本部長↓天皇↓参謀本部長↓陸軍卿↓東部監軍部長↓東京鎮台司令官

かかる意思決定と伝達のプロセスを経て、行軍演習の軍令が決定、指令されたわけだが、もう一度確認しておく、(A)のケースでは、行軍演習の実行を命ずる軍令は参謀本部長が参画して天皇に帷幄上奏し、天皇の裁可を受けたあとで、陸軍卿に移され施行されたのであった。参謀本部長の帷幄上奏書そのものは、「参謀本部大日記」には含まれていないが、⑥に「裁可相成」とあることから帷幄上奏が行われたのは明らかである。

「伺之通御沙汰候事」は、この指令がもはや陸軍卿の軍令ではなくて、天皇の裁可を受けた大元帥の軍令であることを示す様式であるとの推測にまちがいはなかった。「伺之通」は陸軍卿の軍令にすぎないが、「伺之通御沙汰候事」はまぎれもない大元帥の軍令であった。⁵⁵⁾

繰返すが、東京鎮台司令官↓東部監軍部長↓陸軍卿↓参謀本部長↓天皇↓参謀本部長↓陸軍卿↓東部監軍部長↓東京鎮台司令官というプロセスは、先にあげた参謀本部条例第五条と監軍本部条例第六条に

定める軍令発出の手續き

凡ソ軍中ノ機務戰略上ノ動靜進軍駐軍転軍ノ令行軍路程ノ規運輸ノ方法軍隊ノ発差等軍令ニ関スル者ハ専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ参画シ親裁ノ後直ニ之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム
凡ソ軍令ノ出納ニ関スル事進軍駐軍転軍行軍ノ令軍隊ノ発差ノ令並平時例外調操ノ事皆該部〔監軍部〕ヲ經由シテ令下ス

にしたがって、「伺之通御沙汰候事」なる指令が発令されたことを示している。言い換えれば、明治天皇が参謀本部条例第五条にのっとり、各鎮台に行軍演習を命じる軍令を親裁しはじめるのは、一八七九年(明治一二)一〇月末以降だったことになる。

参謀本部の内部文書によりそれが明らかになつたわけだが、このことは逆に、参謀本部条例ができたあと、しばらくの間は行軍演習伺への軍令を天皇が裁可していなかったことを意味する。参謀本部や監軍本部の設置によって統帥権独立制度の骨組みが作られたのはまちがいないとしても、それによってすぐに天皇が大元帥として全面的に機能しはじめたわけではなかった。両者の間にはわずかだがタイムラグがあり、天皇が大元帥として日常的に軍令の親裁を行うことが制度として定着するのは、一八七九年の一〇月末以降のことであった。⁵⁶⁾ この転換の直接の契機となったのは、同年一〇月一〇日の「陸軍職制及陸軍省事務章程」の制定とそれに前後して整備された一連の軍制令であろう。

すでに述べたように、「陸軍職制」はその第一条で、「帝国日本ノ陸軍ハ一ニ天皇陛下ニ直隸ス」と唱っていた。それにともない、陸軍卿の権限はより限定されたものとなり、「陸軍兵馬ニ関スル一切ノ事項」を「総判スル」から「陸軍所管ノ軍人軍属ヲ統理シ進退黜陟會計給与一切ノ事務」(すなわち軍政

事項)を「総判スル」に変更された。軍令事項は分離され、「軍令ニ関スル者ハ参謀本部長奏聞参画ノ責ニ任シ親裁ノ後陸軍卿之ヲ奉行ス」「戦時ニ至リ(中略)テハ親裁ノ軍令ハ直ニ之ヲ監軍中将若クハ特命司令将官ニ下シ帷幕ト相通報シテ間断ナカラシム」「(陸軍職制)第六、七条」と、平時戦時にわたってそれが天皇Ⅱ大元帥の親裁事項であることが明記された。⁵⁰⁾

これと相前後して改定された鎮台条例(一八七九年九月)でも、これにあわせて軍令については勅命によることが明記されている。

第六条 凡ソ六管ノ鎮台ニハ司令官少将一員ヲ置キ以テ其ノ軍管内ノ軍務ヲ董督セシム其軍令ニ於テハ本管属スル所ノ監軍中将ニ隸シ 勅命ヲ奉シテ所管ノ軍隊ヲ指揮シ有事ノ日ニ方リテハ旅团长トシテ其監軍中将即チ師团长ニ隸シ方面ノ緩急ニ禦ルヲ任トス⁵¹⁾

一八七三年(明治六) 制定の鎮台条例では、これに該当する条項は、

第五条(中略) 凡ソ六管鎮台ニハ司令ノ将官一員ヲ置テ管内ノ軍務ヲ董督シ上 天皇大纛ノ下ニ属シ直チニ陸軍卿ニ隸ス⁵²⁾

であり、天皇の統帥権を原則的に認めてはいるが、鎮台司令官に対する軍令権は直接には陸軍卿に属すとされていたのである。

同様の变化(陸軍卿の軍令権が天皇Ⅱ大元帥に移される)が、軍隊の検閲に關しても生じたことが指摘できる。⁵³⁾ 一八七五年(明治八) 制定の検閲使職務条例では、検閲使は「陸軍卿ノ目代タルヘシ」とされており、「陸軍卿毎年一次検閲使ヲ派出セシメ以テ各軍管内ヲ巡廻シ検閲ノ事ニ任セシム」とあるように⁵⁴⁾、検閲は陸軍卿の権限に属していた。しかし、鎮台条例と同じ一八七九年(明治一二) 九月一

五日付で新設された陸軍検閲条例は、「勅ニ依リ毎年一次監軍中将ヲ派出シ各軍管内ヲ巡回シ閱視検実ノ事ニ任セシム⁵⁵⁾」と、検閲使の派出は天皇Ⅱ大元帥の命に依るとしたのであった。

参謀本部と監軍本部の設置によりはじまった天皇の大元帥への移行は、一八七九年(明治一二) 六月の沖繩派遣兵の交代命令を経て、同年九月の鎮台条例の改定、陸軍検閲条例の新設、さらに一〇月の陸軍職制の制定によって、制度的に確立され、一月初めから大元帥による軍令の親裁が恒常的に行われるようになったと、結論づけることができよう。

おわりに

一八七九年は明治天皇が名実ともに大元帥となった年であった。明治天皇が大元帥となったのは第二期の画期においてであったと主張する佐々木説の正しいことが、別の方法によって実証できることが示された。それにとどまらず、一八七九年という特定の年にまでその画期を絞り込むことができた。これが本稿の結論である。

翌一八八〇年(明治一三)に明治天皇は東海地方へ行幸に出かけたが、行幸先の三重県で参謀本部設置以来最初の大演習である実地師団演習の天覧がおこなわれた。この大阪鎮台兵と名古屋鎮台兵による対抗演習の計画は、同年四月二四日(ただし、『元帥公爵大山巖年譜』によれば四月二二日⁵⁶⁾)に陸軍卿(大山巖)、参謀本部長(山県有朋)、中部監軍部長(野津鎮雄)が宮中に召され、四日市近傍で大阪・名古屋両鎮台兵による実地演習を行うべしとの命令が天皇から出されたことに端を発している。⁵⁷⁾ 五

月二九日には天皇が裁可した実地演習の戦略書類と演習参加両旅団の編制表が、山県参謀本部長から実地演習師団長に任命された野津中部監軍部長に交付された。天皇の主幸により、旅団の對抗演習が実施されたのは七月一日から一二日にかけてのことであった。これ以前にも明治天皇が親閲する天覧演習が行われたことは何度もあるが、それらは陸軍卿の軍令によるもので、大元帥の軍令による天覧演習はこの時にはじまるのである。

翌一八八一年（明治一四）一月には「実地演習概則」が帷幄上奏により制定された。これにより、前年行われたような師団規模の演習は正式に「大演習」と呼ばれるようになった。「実地演習概則」によれば、「大演習」の実施にあたっては、「時日場地占位方略並ニ審判官ノ布達等ハ参謀本部長之ヲ図画シ允裁ノ上之ヲ演習師団長ニ移シ施行セシム」とされていた。大元帥が参謀本部長の参画を受けて自ら統監する「陸軍大演習」なるが概念がここに誕生したのである。また、一八七九年（明治一二）一月から明治天皇が恒常的に親裁するようになった、通常の鎮台の行軍演習は「小演習」と呼ばれるようになり、こちらも「近衛都督鎮台司令官先ツ其施行ノ地所方法順次及科目等ヲ定メ之ヲ具載セル伺書ニ通ヲ製シ且其演習ノ地図ニ葉ヲ添ヘ予メ監軍ヲ經由シテ（近衛ハ直ニ陸軍卿ニ）陸軍卿ニ呈シ陸軍卿参謀本部長ト協議シ允裁ノ後之ヲ監軍部長（近衛ハ直ニ都督ニ）ニ移シテ施行セシム」と、軍令の発出と施行の手順が定式化された。前節で述べたことからすれば、これはそれまで実際に行われていた行軍演習に関する軍令発出のプロセスをたんに法制化したにすぎないといえよう。

さらにその一年後の一八八二年（明治一五）初め、明治天皇は軍人勅諭を宣布し、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」と宣言する。少なくとも陸軍との関係において、明治天皇は、その二年半ほど前から、

たしかにそう宣言してよいだけの経験をすでに積んでいたのである。

了

* 大元帥・元帥服制と同じ頃（一八七二年六月）に編纂された『歩兵内務書第一版』では、大元帥と元帥は「皇国ニ於イテ最上ノ武官」とされ、大元帥は「海陸軍ノ総裁ニシテ必ず天皇陛下自ラ任ジ給フ者ナリ」と規定されている（寺村安道「明治国家の政軍関係―政治的理念と政軍関係―」『立命館大学政策科学』一〇・一、二〇〇二年）。ここでは、本文で紹介した佐々木の見解とは異なり、すでに大元帥は陸海軍総裁と天皇という等式が成立しているかのように見えるが、しかし実際には天皇は常時大元帥であると考えられていたのではなくて、そうなるのは戦時においてのみと想定されていたのだった。なぜなら、『歩兵内務書第一版』の改訂版において、右の部分が抹消され、「大元帥ハ親征出師ノ際ニ当

リ海陸両軍ヲ統御シ玉フ時奉称スル所ノ号トス」と訂正されていることからそう解釈できる。戦時に天皇が親征を行う時に大元帥と称するのだから、大元帥は臨時・非常の職というか称号であって、平時は欠員で天皇も大元帥ではないということになる。服制の但書と『歩兵内務書第一版』改訂版の想定との間で必ずしも整合性がとれているとはいえないが、いずれも天皇と大元帥の不可分一体性を当然の前提においていない点では、共通している。

* 永井和「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」『京都大学文学部研究紀要』四一、二〇〇二年。同「万機親裁体制の成立」『思想』五二六号、二〇〇四年。

❖ 厳密に言えば、本文のような意味での大元帥（国軍の最高司令官にして最上級の軍人）にも二種類あり、統帥権の独立が認められているか（日本やプロイセン・ドイツ）、そうでないか（ベルギー等）では、その機能が大きく異なってくる点を指摘しておきたい。

なお、佐々木は本文のA論文で、「女性天皇の可能性が排除されたのは、天皇は大元帥でなければならなかったからだ」との仮説を提示しているが（二三二頁）、これは卓見といえるべきであろう。天皇が国家元首として名目的な国軍の最高司令官的存在にすぎないのなら、べつに女性であってもかまわないはずである。イギリスのビクトリア女王の例をあげるまでもなく、ヨーロッパには実際その例がいくつかみられた。

明治のこの時期に軍人天皇像が確立されたことは、暗黙の内に天皇のジェンダーが確定されたことを意味する。そのことが、皇室典範第一条の女性天皇排除規定につながったと佐々木は推測したのだ。もつとも、この推測の正しいことを、皇室典範の制定過程に即して具体的に裏づけるのは思うほど容易ではないと思われる。

ところで、女性天皇を禁じた戦前の皇室典範は、摂政については、逆に皇族女子の就任を認めていた。女性の天皇が珍しくなかったかわりに、伝説的な神功皇后等の例を除いて、女性が摂政になることなかった前近代と比べると、そこにある種の逆転が生じているのは興味深い。近代の皇室は、女性天皇を排除する代わりに、過去に実在した女帝が果たしてきた役割を、この女摂政を認める規定に置き換えて留保したのだといえるかもしれない。

男子皇族が多数いた明治期後半以降になると、もはや現実性の少ない仮定というほかないのだが、もしも何らかの理由で皇族女子が摂政となり、垂簾政治が長くつづいたと仮定しよう（例えば清朝の西太后のごとく）。戦前の日本陸海軍においては女性は軍人たりえなかったから、摂政として天皇の代行はできても、大元帥の代行はできない。とすれば、摂政が男性の場合には決して起こりえない現象が生じることになる。すなわち、天皇（代行）の職位と大元帥（代行）の職位とが、摂政の一身に統一されることなく、分離されざるをえないという状態、がである。おそらく女性摂政のもとでは、大元帥は欠員のままとして、摂政が元首として国軍最高司令官の役割を代行することになるであろうから、もはや天皇（摂政）＝大元帥の等式は成立しなくなる。そのような状況がもしもある程度長く続いたとすれば、日本近代の政軍関係は、現にそうであったものとはかなりちがった様相を呈することになったであろうと思われる。

*4 「将校職務命課件」『諸官進退』明治十一年自一〇月至一二月、2 A 1 8 任 A 6 6。詳しくは永井前掲「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」一八一頁を参照されたい。

*5 小林竜夫編『翠雨荘日記』原書房、一九六六年、八四八頁。以下曾禰メモの引用はすべてこれによる。

*6 朝倉治彦編『近代史史料陸軍省日誌』第六卷、東京堂出版、一九八八年、一六二頁（以下『陸軍省日誌』とする）。

*7 この点については永井前掲「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」一六九頁を参照されたい。

*8 一八七九年四月二六日付で「給与概則」第一章改正の達乙第三四号、また二八日付で達第三五号「明治九年達第二百三十六号但書改正」が発令されているが（『陸軍省日誌』第六卷、三二二・三二四

頁)、これらはいずれも編制に関わる規則ではないし、もちろん帷握上奏によるものでもない。

*9 永井和『近代日本の軍部と政治』思文閣出版、一九九三年、三八五頁。

*10 「山県陸軍卿上申本省ト本部ト権限ノ大略」「公文録」明治十一年一月二月局伺一(国立公文書館所蔵、2A-10公2247)。

*11 内閣記録局編『法規分類大全第一編』兵制門一、兵制総、陸海軍官制一、陸軍一、一八九〇年、二八〇・二八四頁。

*12 右同書、二八七頁。

*13 右同書、二九五頁。

*14 「七軍管疆域表被定」「公文類聚」第八編、明治一七年、第一〇卷、兵制、陸海軍官制第二(国立公文書館所蔵、2A11類75-100)。

*15 『陸軍省日誌』第六卷、三四二頁。

*16 「明治十二年草按」(防衛研究所図書室所蔵、陸軍省雑M12-3)。

*17 「明治十二年参謀本部歴史草案(資料)二」広瀬順昭監修『近代未刊史料叢書6参謀本部歴史草案』4、ゆまに書房、二〇〇一年、一二三頁(以下『参謀本部歴史草案』とする)。

*18 『法規分類大全第一編』兵制門三、陸海軍官制三、陸軍三、一八九一年、二七三頁。

*19 松田道之編「琉球処分」第三冊、二一九頁(横山学編『宝玲叢刊第2集 琉球所属問題関係資料』第七卷、本邦書籍、一九八〇年)。

*20 『参謀本部歴史草案』1、一三八頁。同じ二月一日に三条太政大臣から伊藤博文内務卿に対し、

内閣が琉球処分を決定したので、処分の手続きを取調べて稟申するよう指示が出されている(前掲「琉球処分」第三冊、二一六頁)。

*21 『参謀本部歴史草案』4、一〇九・一一〇頁。

*22 「明治一二年従一月至六月 太政官」(防衛研究所図書室所蔵、太政官M12-1)。

*23 宮内省編『明治天皇紀』第四、吉川弘文館、一九七〇年、六一二頁。

*24 右同書、六〇七頁。

*25 『陸軍省日誌』第六卷、一九七、二五二頁。

*26 『参謀本部歴史草案』1、一三五〜一三八頁。これより先の一八七八年二月一七日、参謀本部は部員益満邦介大尉と出仕三原昌を琉球に派遣し、琉球の「地理城塞道路橋梁風土人情糧食薪炭並二氣候等」すなわち「兵要地誌」を調査せしめた。益満は一月に東京を出発した松田と現地で合流し、松田に同行して二月一三日に東京に戻った。益満の報告を聞いた大山参謀本部次長はただちに岩倉に対して閣議への列席を求めたのであった(『参謀本部歴史草案』1、一二五頁)。

*27 『元帥公爵大山巖』大山元帥伝刊行会、一九三五年、四四三頁。

*28 前掲「琉球処分」第三冊、一八四頁。

*29 右同書、一九二頁。

*30 「明治十二年草按」(防衛庁防衛研究所所蔵、陸軍省雑M12-2)。

*31 右同。

*32 勅命が出された翌二月一日、参謀本部は管西局員益満大尉を再度琉球に派遣し、鹿児島から琉球

に分遣される半大隊の参謀事務を司掌するよう命じた。また、三月一日に大山次長は益満に左のような訓令を与えた（『参謀本部歴史草案』1、一三八・一三九頁）。

此度琉球藩御処置ノ儀ハ藩ヲ廃シ県ヲ置カレ候様ノ義モ可有之候ニ付自然戒嚴ヲ要シ或ハ多少兵ヲ用ユルニ至ル可キモ難計就テハ処置向万端松田大書記官ニ御委任相成居候間細大同人へ打合取計可申右ハ兼テ申含置候得共更ニ為心得相達候事

当然のことであるが、琉球の廃藩置県のために兵力の行使もありうると、大山は考えていたのである。

*33 沖縄派遣兵交代の軍令が出されてから二ヶ月ほどのち、新潟県で米価暴騰が原因となって米騒動がおこり、その鎮圧のために東京鎮台の新発田営所駐屯兵一中隊が出兵した（『陸軍省日誌』第六卷、三八六頁）。これは新潟県令の請求による出兵であつて、一八七三年の鎮台条例第三〇条において鎮台司令官に許された権限の範囲内のことであり、そのため陸軍省から太政官に届が出されただけで、天皇の裁可を受けていない（『参謀本部歴史草案』4、一三五〜一四三頁）。受ける必要がなかったのである。

*34 『陸軍省日誌』第六卷、三四二頁。

*35 『陸軍省日誌』第五卷、七二頁。

*36 右同書、九〇頁。

*37 『陸軍省日誌』第六卷、四四三頁。

*38 右同書、四八一頁。

*39 右同書、四二七頁。

*40 右同書、一三七・一三八頁。

*41 念のために注記しておく、「伺之通」型の指令がなくなったわけではない。各鎮台からの伺に対する指令文が、「伺之通」と「伺之通御沙汰候事」の二種類に区別されるようになるのである。

*42 「明治十二年自一月至十二月 大日記 回議意見」（防衛庁防衛研究所蔵、参謀本部大日記M12 - 62）。

*43 右同。

*44 厳密に言えば、参謀本部と陸軍省の往復文書の宛先と差出人が、(A)と(B)では異なる。(B)では参謀本部副官（高藤正言）と陸軍省官房長（浅井道博）との間で文書が往復されているのに対して、(A)では参謀本部長（山県有朋）と陸軍卿（西郷従道）との間で往復文書が交わされている。これは、(A)のプロセスが大元帥である天皇の軍令を発出する意思決定過程であるため、大元帥の幕僚長である参謀本部長と陸軍卿が自らその衝にあたらねばならなかったからである。

*45 「陸軍省日誌」に記載されている「伺之通御沙汰候事」が大元帥の軍令であることを示す指令文だとすれば、その初出は一〇月三二日付の名古屋鎮台伺に対する指令でなければならないが、「参謀本部大日記」には名古屋鎮台の伺に関する文書は含まれていない。本文で紹介した十一月一日付の東京鎮台伺への指令がいちばん古いのである。また、これとは別に「明治十二年参謀本部」という簿冊があり（防衛庁防衛研究所蔵、参謀本部雑M12 - 1）、これには参謀本部長から陸軍卿宛の通牒（ほとんどが天皇の裁可があつたことを通知する通牒である）のみが残されているが、その綴りでも帷幄上奏を受けたと思われる指令のいちばん古いものは、十一月十九日付の東京鎮台からの別の伺に対する裁可通知である。

*46 一八七九年一月一七日付で、山県参謀本部長は、行軍演習の件につき帷握上奏を行い、天皇の裁可を受けたが、その上奏文には「諸兵隊一泊以上行軍演習之義ハ其時々可奉仰 允裁之処」という一節が含まれる(『参謀本部歴史草案』4、一七九頁)。つまり、この山県の上奏の時点で、一泊以上で行われる行軍演習には天皇の裁可を要することがルール化されていたことが、これからわかるのである。

*47 『法規分類大全第一編』兵制門一、兵制総、陸海軍官制一、陸軍一、二八七頁。

*48 『法規分類大全第一編』兵制門三、陸海軍官制三、陸軍三、三九一頁。

*49 右同書、三七八頁。

*50 天皇の大元帥化は、陸軍卿の権限縮小を伴うものであることは、将校の職課命免についてもいえる。本文でも述べたように、曾禰メモでは一八七八年二月末から「佐尉官ノ職課命免」が帷握上奏事項となり、天皇が裁可するようになったとある。それより前は、奏任官である佐尉官に職務を課すのは、他の省卿と同様、陸軍卿の権限に属していた。ところが、これ以降は聯隊長はもちろん、大隊長や中隊長の任命までもが天皇の裁可を要することになったのである。天皇の職務は大きく拡大し、陸軍卿の領分にまで食い込んできた。逆にいえば、天皇が大元帥になるとは、こういった細かい事務(佐尉官の職課命免)まで、いちいち天皇が決裁しなければいけないことを意味するのである。しかし、このことは同時に陸軍の将校に対して特別な地位を与える結果をもたらす。なぜなら、他の省庁の奏任官とは異なり、陸軍の将校はたとえ尉官であれ、その職務は天皇から直々与えられることをこれは意味してもいたからである。軍人勅諭の「朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞその親みは特に深かるべき」という一節が、たんなる建前にとどまらず、なにがしかの実体を伴う可能性がここに生じうる。さらにこ

の変化は、これにより権限を縮小された陸軍卿に対しても、他の省卿が決して享受しえない特別な権限を与えることになった。それは帷幄上奏権である。太政官制の省卿は行政長官にすぎず、大臣と参議が構成される内閣に下屬しており、省卿としては天皇に対して奏請権(天皇の裁可を仰ぐ上奏権)をもたない。奏請権は内閣のものであった。しかし、天皇が大元帥として軍令の親裁を行いはじめると、陸軍卿はその所管事項について参謀本部長と連帯して奏請権を行使できるようにするのである。これは、他の省卿にはない大きな特権といわざるをえない。天皇が大元帥になると並行して、陸軍卿は内閣に下屬する行政長官から大元帥の軍政幕僚長をも兼ねる存在へと、その性格を変えたのである。

*51 『法規分類大全第一編』兵制門三、陸海軍官制三、陸軍三、二二・三〇頁。

*52 右同書、二九頁。

*53 『元帥公爵大山巖年譜』元帥大山巖伝刊行会、一九三五年、二二四頁。

*54 明治一三年従一月至六月参謀本部(防衛庁防衛研究所蔵、参謀本部雑M13-1)。陸軍省編『明治天皇御伝記史料明治軍事史(上)』原書房、一九六六年、四四八頁(以下『明治軍事史(上)』とする)。

*55 『明治軍事史(上)』四四八頁。『参謀本部歴史草案』1、二二五頁。ただし、野津が実地演習師団長に任命されるのは、六月三日のことであった(『明治軍事史(上)』四四三頁。『参謀本部歴史草案』4、二二五頁)。しかし、野津は病気のため職務を全うすることができず、六月七日に西部監軍部長である三浦梧楼と交代した(『明治軍事史(上)』四四七頁)。いずれも帷握上奏による任命であった。なお、『明治天皇紀』第五、一三四頁に、演習計画の概要が引用されている。

*56 演習の様子は『明治軍事史(上)』四四八・四五三頁、『明治天皇紀』第五、一三四・一三五頁に詳し。

*57 たとえば、一八七九年一〇月に習志野と下志津原で行われた近衛歩兵第一聯隊、東京鎮台歩兵第三聯隊第一大隊、砲兵第一中隊他の合同野営演習は明治天皇の親閲を受けたが、この時の陸軍省の指令は「伺之通」であった(『明治軍事史(上)』四一三頁)。

*58 内閣官報局『法令全書』明治一四年、六一二頁。

